

## 四日市市制120周年記念協賛事業募集要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、郷土への誇り、愛着を深めるとともに、地域における魅力を十分に活用し本市の優位性をさらに伸ばすことによって、交流人口、定住人口の増加に向けた機運を醸成するため、四日市市制施行120周年（以下「市制120周年」という）を記念する協賛事業の募集について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「協賛事業」とは、市民、企業等が実施する次の各号のいずれにも該当する事業で、120周年記念のPR及び機運の醸成につながるものをいう。

- (1) 実施団体の構成員以外の者が広く参加できる事業
- (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに実施する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、協賛事業としない。

- (1) 政治的・宗教的活動として行われる事業
- (2) 特定の事業の反対運動を目的とする事業
- (3) 企業本来の業務を遂行するためや企業の評判を良くすることだけを目的とする事業
- (4) その他承認することが不相当と認められる事業

### (応募資格)

第3条 協賛事業の承認を受けようとする者は、四日市市内に在住、在勤、在学している市民を含む又は市内で活動しているグループ、市民活動団体、NPO法人及び企業とする。

### (支援内容)

第4条 協賛事業として承認を受けた者は、次に掲げる事項を行うことができる。

- (1) 「市制120周年記念事業」の名義及びシンボルマーク等の使用
- (2) 市制120周年記念事業として各種媒体でのPR

### (申請)

第5条 協賛事業の承認を受けようとする者は、あらかじめ市長に四日市市制施行120周年記念協賛事業承認申請書（様式第1号）を提出するものとする。

### (承認)

第6条 市長は前条の申請書が提出されたときは、その申請内容を審査し、承認するときは四日市市制施行120周年記念協賛事業承認通知書（様式第2号）を交付するものとする。

2 申請事業を協賛事業として承認しないときは、市長は四日市市制施行120周年記念協賛事業不承認通知書（様式第3号）を交付するものとする。

### (承認内容の変更)

第7条 前条第1項の規定により承認を受けた者が承認内容について変更しようとする

きは、直ちに市長に四日市市制施行120周年記念協賛事業変更承認申請書（様式第4号）を提出し、承認内容の変更について承認を得なければならない。

- 2 市長は、第1項の変更承認申請を受理したときは、その内容を審査し、第6条による決定を変更することができる。
- 3 市長は、前項の規定により変更を承認したときは、四日市市制施行120周年記念協賛事業変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（承認内容の取消し等）

第8条 市長は、承認を受けた者が承認内容に違反した使用をしていると認める場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、その理由を明記した書面により通知する。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認により作成された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 市長は、承認を得ずに第4条で掲げる内容の使用等を行っているものに対して、その物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。
- 5 市長は、承認を取り消されたこと等で生じた損害について、賠償する責任を一切負わないものとする。

（使用期限）

第9条 承認を受けた第4条で掲げる内容の使用等は平成30年3月31日までに限り行うことができるものとする。

（実績報告）

第10条 協賛事業の承認を受けた者は、事業終了後、速やかに四日市市制施行120周年記念協賛事業実施報告書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（補則）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（有効期限）

- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。